



損保ジャパン

SOMPO 保険の先へ、挑む。

2021年1月改定

賃貸住宅ご入居者さま向け

THE



家財の
保険



東急住宅リース

個人用火災総合保険
セーフティプラン





「家財」をとり巻くさまざまなリスクをまとめて補償

「損害保険金」補償内容 詳しくは p3 ~ p4 へ

<p>火災</p> <p>事故例 火災により家財が焼失した。</p> 	<p>風災、雹災、雪災</p>  <p>事故例 台風で窓ガラスが壊れ、家財が損害を受けた。</p>	<p>水災</p>  <p>事故例 台風による洪水や土砂崩れにより床上浸水し、家財が損害を受けた。</p>	<p>建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など</p> <p>事故例 自動車が飛び込み、家財が壊れた。</p> 
<p>落雷</p> <p>事故例 落雷により家電製品が壊れた。</p> 	<p>事故例 台風による洪水や土砂崩れにより床上浸水し、家財が損害を受けた。</p>	<p>事故例 台風による洪水や土砂崩れにより床上浸水し、家財が損害を受けた。</p>	<p>漏水などによる水濡れ</p> <p>事故例 給排水管からの水漏れで家財が水浸しになった。</p> 
<p>破裂・爆発</p> <p>事故例 ガス漏れにより爆発し、食器などの家財が割れた。</p> 	<p>事故例 台風による洪水や土砂崩れにより床上浸水し、家財が損害を受けた。</p>	<p>事故例 台風による洪水や土砂崩れにより床上浸水し、家財が損害を受けた。</p>	<p>騒擾・集団行動等に伴う暴力行為</p> <p>事故例 近所で暴動があり、家財が壊れた。</p> 
<p>事故例 泥棒が侵入した際にテレビなどの家電製品が盗まれた。</p>	<p>事故例 泥棒が侵入した際にテレビなどの家電製品が盗まれた。</p>	<p>事故例 泥棒が侵入した際にテレビなどの家電製品が盗まれた。</p>	<p>盗難による盗取・損傷・汚損</p> <p>事故例 泥棒が侵入した際にテレビなどの家電製品が盗まれた。</p> 

家財を保険の対象とした場合のご注意

1. 「貴金属等」(*)の補償について

「貴金属等」の損害については時価額を基準とし、補償をご希望される貴金属等の金額が100万円までの場合は、家財の保険金額とは別に自動的に補償されます。100万円を超える補償をご希望の場合は、セーフティプランでのお申込みができません。100万円を超える補償をご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

※「貴金属等」とは、保険の対象である家財のうち、次のア、またはイ、の物をいいます。
ア. 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
イ. 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物

2. 盗難の補償限度額(次のものは、以下を限度にお支払いします。)

	盗難の対象	限度額
①	貴金属等	1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または貴金属等の保険金額のいずれか低い額
②	通貨等、印紙、切手、乗車券等	1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円
③	預貯金証書	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額

※②、③については、自己負担額を差し引かず損害の額をお支払いします。

THE 家財の保険の主な特長

特長1 賠償の安心補償!

大家さんへの賠償責任を補償 (借家人賠償責任補償) (自動セット)



お客さまの借りている戸室が偶然な事故により損壊し、大家さんに対して法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償金等をお支払いします。(建物の構造に応じて100万円単位で保険金額を設定いただけます。)

事故例 火災が発生し、借りている戸室に損害が生じたことにより、大家さんに対して法律上の損害賠償責任を負うことになった。



修理費用負担を補償 (修理費用補償) (自動セット)



お客さまの借りている戸室が偶然な事故により損壊し、賃貸借契約に基づきまたは緊急的に修理した場合にお支払いします。(自己負担額 3,000円)

事故例 空き巣被害に遭い、玄関のかぎを壊された。大家さんとの賃貸借契約で玄関ドアは借主自身が修理することになっているため、修理を行った。

特長2

ご本人やその同居人(注)のあわせて補償

(注) 保険証券記 賃貸借契約 ります。

します。

「費用保険金など」補償内容

不測かつ突発的な事故 (破損・汚損など)

自己負担額

事例
液晶テレビをテレビ台から誤って落として壊してしまいました。

不測かつ突発的な事故 (破損・汚損など)の自己負担額は1万円となります。

なし

上記参照

臨時費用保険金
損害保険金にプラスしてお支払いします。

個人賠償責任特約
日常生活において、お客さまご自身またはご家族の方が他人にケガを負わせたり他人の物を壊したりした結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

修理費用補償
賃貸借契約に基づく修理費用を負担した場合にお支払いします。

全プラン共通で自動的にセット

- 借家人賠償責任補償**
大家さんに対し法律上の損害賠償責任を負担した場合にお支払いします。
- 地震火災費用保険金**
地震などによる火災で損害が一定割合以上となった場合にお支払いします。
- 損害防止費用**
消火活動のために費消、損傷した物の再取得に要する費用をお支払いします。
- 同居人が居住する場合の被保険者に関する特約**

THE 家財の保険には原則セットされます。

ご希望により外すこともできます。

地震保険

地震などによる損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

地震保険について 詳しくはP.6へ

お支払いする損害保険金

損害の額から自己負担額を差し引いた額をお支払いします。詳しくはP.3へ

損害の額 - 自己負担額 = 損害保険金

(保険金額の2倍(復旧費用は保険金額)を限度)

※損害の額には、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用(復旧費用)のほか、復旧に付随して発生する費用を含みます。

保険金をお支払いできない主な場合につきましては P5 をご参照ください

同居人の方の家財も補償します!

ご家族の方の家財はもちはルームシェアをしている方の方の家財も1つの契約でします。

載の被保険者と同居する方をいい、上の借主または同居人の方にかぎ



特長3 新価の範囲内で自由に家財の保険金額を設定できます!

家財の評価額の全額を補償しようとするとう保険料の負担が大きくなるし、かといって一部しか加入しないと損害額の一部しか支払われないし...とお考えのお客さまのニーズにお応えします。

■「新価1,500万円」の家財をお持ちで、「保険金額600万円」に設定した場合の受取保険金

THE 家財の保険は 保険金額を限度に損害額全額をお支払い!
(自己負担額は差し引かれます。)

保険金額 600万円
火災による損害の額 500万円

全額をお支払い!

受取保険金 500万円

思っている以上に家財は高額です。 家財の新価の目安 (2020年7月現在)

家族構成	2名 大人のみ	3名 大人2名 子供1名	4名 大人2名 子供2名	5名 大人2名 子供3名	独身 世帯
25歳前後	490万円	580万円	670万円	760万円	300万円
30歳前後	700万円	790万円	880万円	970万円	
35歳前後	920万円	1,000万円	1,090万円	1,180万円	
40歳前後	1,130万円	1,220万円	1,310万円	1,390万円	
45歳前後	1,340万円	1,430万円	1,520万円	1,610万円	
50歳前後(含以上)	1,550万円	1,640万円	1,730万円	1,820万円	

※上の表にない家族構成の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



契約上重要となるご注意点

損害保険金について

選択した契約プランで補償する事故について、損害保険金をお支払いする主な場合は次のとおりです。

事故の区分	保険金をお支払いする主な場合
1. 火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷、破裂または爆発によって損害を受けた場合。
2. 風災、雹災、雪災	台風、旋風、竜巻、暴風等による風災(洪水、高潮等を除きます。)、雹災または雪災(豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。))によって損害を受けた場合。ただし、風、雨、雪、融雪水などの吹き込み、浸み込みまたは漏入によって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分(建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。))が風災などの事故によって破損することにもない、その破損部分から内部に吹き込み、浸み込みまたは漏入することによって生じた損害にかぎります。
3. 水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって損害を受け、その損害の状況が次の(1)または(2)のいずれかに該当する場合。 (1)評価額(注1)の30%以上の損害が生じたこと (2)保険の対象である家財を収容する建物が床上浸水(注2)を被った結果、保険の対象に損害が生じたこと (注1)再調達価額となります。 (注2)居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。))を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合は、その床面をいいます。))より45cmを超える浸水をいいます。
4. 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって損害を受けた場合。
5. 漏水などによる水濡れ	給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れによって損害を受けた場合。 ※その給排水設備自体に生じた損害を除きます。
6. 騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって損害を受けた場合。
7. 盗難による盗取・損傷・汚損	盗難によって盗取、損傷、汚損の損害を受けた場合。家財を収容する建物内における生活用の通貨等、預貯金証書等が盗難された場合。
8. 不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)	不測かつ突発的な事故によって損害を受けた場合。ただし、上記1.から7.までの事故を除きます。

以下のとおり損害保険金をお支払いします。

お支払いする損害保険金の額	
損害の額(注)	－ 自己負担額 = 損害保険金(保険金額の2倍(復旧費用は保険金額)を限度)
(注)再調達価額(貴金属等の場合は時価額)を基準とし、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用のほか、復旧に付随して発生する費用(残存物取片づけ費用、原因調査費用、損害範囲確定費用、試運転費用、仮修理費用、賃借費用、仮設物設置費用、残業勤務などの費用)を含みます。	※盗難の場合は、補償限度額や損害保険金が異なるものがあります。詳しくは、P1「家財を保険の対象とした場合のご注意」をご確認ください。

費用保険金などについて

損害保険金の他に、事故により発生する費用を補償するものとして次の費用保険金または損害防止費用をお支払いします。

費用の区分	保険金をお支払いする主な場合と保険金の額
1. 臨時費用保険金	損害保険金支払われる場合に、損害保険金の10%の額を損害保険金とは別にお支払いします。 (1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円または保険金額×10%(注)のいずれか低い額が限度) (注)保険金額×10%は、損害保険金をお支払いする保険の対象ごとにそれぞれ算出します。
2. 地震火災費用保険金	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で保険の対象である家財を収容する建物(共同住宅である場合は、その家財を収容する戸室)が半焼以上(注1)、または保険の対象である家財が全焼(注2)した場合に、保険金額の5%をお支払いします。 (注1)建物の主要構造部の火災による損害の額から復旧に付随して発生する費用(残存物取片づけ費用、原因調査費用、損害範囲確定費用、試運転費用、仮修理費用、賃借費用、仮設物設置費用、残業勤務などの費用)を除いた額が、その建物の再調達価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。 (注2)家財の火災による損害の額から復旧に付随して発生する費用(残存物取片づけ費用、原因調査費用、損害範囲確定費用、試運転費用、仮修理費用、賃借費用、仮設物設置費用、残業勤務などの費用)を除いた額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 ※地震等により保険の対象が滅失した後に火災による損害が生じた場合を除きます。
3. 損害防止費用	火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な以下の費用について、実費をお支払いします。 ①消火活動のために費消した消火薬剤などの再取得費用 ②消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用または再取得費用 ③消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用

条項・特約について 損害保険金の他に、次の条項・特約に応じた保険金をお支払いします。

条項・特約	保険金をお支払いする主な場合と保険金の額
1. 借家人賠償責任条項	借りている戸室が、被保険者 ^(注) の責めに帰すべき事由に起因する偶然な事故により損壊した場合において、被保険者がその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に、損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用などをお支払いします。(1回の事故につき、保険金額が限度) (注) 被保険者の範囲は下記をご参照ください。 ※損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。
2. 修理費用条項	偶然な事故により、借りている戸室に損害が生じ、被保険者がその貸主との契約に基づきまたは緊急的 ^(注) に自己の費用で現実にこれを修理した場合に、次の保険金をお支払いします。 (注) 借りている戸室での居住が困難な状態から復旧するために、応急修理が求められる状況をいいます。 修理費用の額—3,000円(自己負担額) (1事故につき、保険金額が限度) ※借りている戸室の専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理した場合の修理費用は、修理費用または10万円のいずれか低い額とします。
3. 個人賠償責任特約	被保険者が、日本国内外において発生した以下のいずれかに該当する偶然な事故により、他人の身体の障害、他人の財物の損壊もしくは日本国内で受託した財物の盗取、または線路への立ち入りなどによる電車等の運行不能について、法律上の損害賠償責任を負担した場合に、損害賠償金(1回の事故につき、ご選択いただいた特約の保険金額が限度)、訴訟費用、弁護士費用などをお支払いします。 ●被保険者の居住の用に供される戸室の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ●被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 5px; margin-right: 10px; text-align: center; color: red;"> まかせて安心 示談交渉 サービス </div> <div> <p style="color: red; font-weight: bold;">日本国内の事故にかぎり、損害賠償に関する示談交渉をお客さまに代わって損保ジャパンがお引き受けします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 示談交渉サービスのご利用にあたっては、この特約の被保険者および被害者の方の同意が必要となります。 2. この特約の補償の対象となる事故にかぎります。 3. 賠償責任額が明らかにこの特約の保険金額を超える場合は対応できません。 <p style="color: red; font-weight: bold;">ご注意</p> <p>自動車の所有・使用・管理に起因する賠償責任、業務に直接起因する賠償責任など、補償の対象とならないものがありますのでご注意ください。</p> </div> </div>
4. 同居人が居住する場合の被保険者に関する特約	建物に収容されている同居人の所有する家財が損害を受けた場合、選択した契約プランや条項・特約で補償する事故について、次の保険金をお支払いします。 ① P.3記載の事故のときは、P.3に記載の算式により算出された保険金 ② 借家人賠償責任のときは、上記により算出された保険金 ^(注) (注) 特別の約定がないかぎり、被保険者に同居人を含めます。

特約ごとの被保険者の範囲について

各特約における被保険者は次のとおりです。

1. 借家人賠償責任条項

- (1) 保険証券記載の被保険者(未成年または責任無能力者の場合は、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって保険証券記載の被保険者を監視する方(保険証券記載の被保険者の親族にかぎります))を含みます。ただし、保険証券記載の被保険者に関する事故にかぎります。
- (2) 同居人の方(責任無能力者の場合は、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監視する方(その責任無能力者の親族にかぎります。))を含みます。ただし、責任無能力者に関する事故にかぎります。

2. 修理費用条項

- (1) 保険証券記載の被保険者
- (2) 同居人の方

3. 個人賠償責任特約

- (1) 記名被保険者
- (2) 記名被保険者の配偶者
- (3) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- (4) 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- (5) 上記に該当しない記名被保険者の同居人
- (6) 記名被保険者が未成年者または責任無能力者の場合は、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監視する方(記名被保険者の親族にかぎります。)。ただし、記名被保険者に関する事故にかぎります。
- (7) (2)から(5)までのいずれかの方が責任無能力者の場合は、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監視する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、責任無能力者に関する事故にかぎります。

保険金をお支払いできない主な場合

ご契約前に必ずご確認ください。

- 保険契約者または被保険者の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害
- 置き忘れまたは紛失による損害
- 保険証券記載の建物外にある間に生じた事故による損害(注1)
- 運送事業等に託されている間に生じた損害
- 戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動による損害
- 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損壊・埋没・流失による損害(注2)
- 核燃料物質に起因する事故による損害
- 欠陥によって生じた損害
- 自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害

- ねずみ食い、虫食い等(ひょうじん) 融雪水その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入。ただし、建物または屋外設備・装置の外側の部分が損害保険金を支払う事故によって破損することとしない、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込み、浸み込みまたは漏入することによって生じた損害を除きます。
- 保険の対象の製造者、販売者または荷送人等が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(保証書または延長保証制度に基づく責任を含みます。)を負うべき損害
- 平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きを含みます。)であって、機能の喪失または低下を伴わない損害

など

(注1) 敷地内に所在する動産である宅配ボックス等および宅配物に生じた損害は補償することができます。
 (注2) 地震保険をセットすることで、補償することができます。(P.6「地震保険は必要保険です!」をご参照ください。)



不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)については、上記「保険金をお支払いできない主な場合」のほか、以下のいずれかに該当する損害に対しても保険金をお支払いすることができません。

- 加工・修理等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
- 電氣的事故または機械的の事故に起因する損害。ただし、これらの事故が偶然な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
- 土地の沈下、隆起、移動、振動等に起因する損害
- 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器その他これらに類する物およびサングラスに生じた損害

- 携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・タブレット端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品について生じた損害
- 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害
- 動物または植物について生じた損害
- 自転車もしくは総排気量が125cc以下の原動機付自転車またはこれらの付属品について生じた損害

など



借家人賠償保険金については、以下のいずれかに該当する損害に対して保険金をお支払いすることができません。

- 借りている戸室の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と生計を共にする親族の故意に起因する損害
- 借りている戸室の電氣的事故または機械的の事故に起因する損壊。ただし、これらの事故が偶然な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
- 土地の沈下、隆起、移動、振動等に起因する損壊
- 雨漏りおよび風、雨、雪、雹、砂塵、融雪水その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入により生じた損壊。ただし、借戸室の外側の部分が借家人賠償保険金を支払う事故によって破損することとしない、その破損部分から借戸室の内部に吹き込み、浸み込みまたは漏入することによって生じた損壊を除きます。

- 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損壊。ただし、借りている戸室の他の部分と同時に損壊が生じた場合を除きます。
- 借りている戸室の欠陥に起因する損壊。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって借りている戸室を管理する者が相当の注意をもってしても発見し得なかつた欠陥を原因とする事故による損壊を除きます。
- 保険の対象の製造者、販売者または荷送人等が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(保証書または延長保証制度に基づく責任を含みます。)を負うべき損害

など

用語の解説

- 【保険契約者/契約者】** 損保ジャパンに保険契約の申し込みをする方をいいます。保険契約が成立すると、保険料の支払義務、通知義務などの保険契約に基づく義務を負うことになります。
- 【被保険者】** 補償を受けられる方の方のことをいいます。保険契約が成立すると、通知義務などの保険契約に基づく義務を負うことになります。
- 【配偶者】** 婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 【保険の対象】** 保険をつける対象のことをいいます。この保険契約では、家財が該当します。
- 【保険金額】** 保険契約において保険の対象に対して設定する契約金額のことをいいます。貴金属等の保険金額を除いた額を家財の保険金額とします。
- 【保険金】** 保険契約により補償される事故によって損害が生じた場合に、損保ジャパンが被保険者にお支払いする金銭をいいます。
- 【損害保険金】** 保険契約により補償される事故によって直接被った損害、復旧に付随して発生する費用を補償する保険金です。
- 【費用保険金】** 家財の損害のほか、さまざまな費用が必要となり、その費用をサポートするために支払われる保険金です。
- 【保険料】** 保険契約者が保険契約に基づいて損保ジャパンに支払う金銭のことをいいます。
- 【復旧費用】** 損害が生じた地および時において、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用(実際に復旧しない場合は、修理を行えば要すると認められる費用)をいい、経年により劣化した部分の復旧費用を除きます。

- 【未婚】** これまでに法律上の婚姻歴がないことをいいます。
- 【敷地内】** 同一の契約者または被保険者によって占有されている、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地のことをいいます。(塀などの囲いの有無を問いません。)また、公道、河川などが介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
- 【再調達価額】** 損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
- 【新価】** 保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
- 【時価額】** 保険の対象の再調達価額から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額を控除した額をいいます。ただし、貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品については、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。
- 【自己負担額】** 保険金をお支払いする事故が発生した場合に、保険契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額をいいます。損害の額から自己負担額を差し引いた額を保険金としてお支払いします。
- 【告知事項】** 危険(注)に関する重要な事項のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが契約前に告知を求めるものをいいます。たとえば、保険の対象の所在地などが該当します。(注)危険とは、損害の発生の可能性をいいます。
- 【通知義務】** ご契約以降に、告知事項の内容に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が損保ジャパンに遅滞なく連絡しなければならぬ義務のことです。たとえば、住居を引越した場合などが該当します。
- 【通貨等】** 通貨および小切手をいいます。

充実のサービスを無料セット



すまいとくらしのアシスタントダイヤル

日常生活やお住まいのトラブルに、安心のサービスをご用意! 以下のサービスをご利用いただけます。

すまいとくらしのアシスタントダイヤル

0120-620-119



WEBからの受付はこちら

※ご利用時には、お客さまのお名前と証券番号をお知らせください。

サービスの受付時間

24時間
365日受付

平日午前10時~午後5時
※土・日・祝日、12/31~1/3を除きます。

サービス名

水まわりのトラブル応急サービス

かぎのトラブル応急サービス

防犯機能アップ応援サービス

健康・医療相談サービス

介護関連相談サービス

住宅相談サービス(原則予約制)

法律相談サービス(原則予約制)

税務相談サービス(原則予約制)

※本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提供者がご提供します。
 ※サービスの着手にお時間がかかる場合またはサービスをご提供できない場合があります。
 ※相談サービスは30分程度の一時的なご相談にお応えします。



地震保険は必要保険です!

THE 家財の保険だけでは、地震・噴火またはこれらにより発生した津波(以下「地震等」といいます。)による損害は補償されません。

地震保険の補償内容

地震等を原因とする火災(延焼・拡大を含みます。)・損壊・埋没・流失によって、損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

地震保険の保険の対象

家財 居住用建物に収容されている家財一式。

! 保険の対象に含まれないもの (THE 家財の保険で保険の対象に含める場合であっても、地震保険の保険の対象には含まれません。)

- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの
- 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。)
- 1個(または1組)の価額が30万円を超える貴金属、宝石や書画、彫刻物などの美術品
- 稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの

地震保険の保険金額の設定

地震保険がセットされる **主契約の保険金額の30%~50%の範囲内** で設定します。

※地震保険に2契約以上加入されている場合は、保険金額を合算して右記限度額を適用します。

限度額の適用単位	限度額
同一敷地内に所在し、かつ、 同一被保険者の世帯に属する家財	1,000万円

地震保険の割引制度

地震保険には、建物の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。

割引の適用にあたっては、**所定の確認資料のご提出が必要です。**

なお、以下の複数の割引が適用できる場合でも、いずれか1つの割引のみの適用となります。

- 免震建築物割引 ●耐震等級割引 ●耐震診断割引 ●建築年割引

地震保険のお申し込み

地震保険だけではご契約できません。THE 家財の保険にセットして地震保険をお申し込みください。また、地震保険は原則セットですが、地震保険に加入されない場合は、申込書の「地震保険ご確認欄」にご署名またはご捺印ください。(火災ナビでのお手続きの場合は、火災ナビの画面上で申し込みを行わない旨の確認チェックをしていただきます。)

※ 保険期間の途中から地震保険にご加入いただくこともできます。

地震保険金のお支払いについて

地震保険は、損害認定を迅速・的確・公平に行うため、損害の程度(「全損」「大半損」「小半損」「一部損」)に応じて、地震保険金額の100%・60%・30%・5%を定額でお支払いします。

	損害の程度	お支払いする保険金
全損	家財全体の時価額の 80%以上	地震保険金額の 100% (時価額が限度)
大半損	家財全体の時価額の 60%以上80%未満	地震保険金額の 60% (時価額の60%が限度)
小半損	家財全体の時価額の 30%以上60%未満	地震保険金額の 30% (時価額の30%が限度)
一部損	家財全体の時価額の 10%以上30%未満	地震保険金額の 5% (時価額の5%が限度)

※お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が11.7兆円を超える場合、算出された支払保険金総額に対する11.7兆円の割合によって削減されることがあります。(2020年7月現在)

※72時間以内に生じた2以上の地震等はこれらを一括して1回とみなします。

! 損害認定に関する注意点	! 損害の程度が「一部損」に至らない場合の注意点	! 損害の程度が「全損」と認定された場合の注意点	! 主契約火災保険に関する注意点
損害の程度の認定は「地震保険損害認定基準」に従います。(国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります。)	損害の程度が、上記損害認定の基準の「一部損」に至らない場合は、保険金は支払われません。	損害の程度が「全損」と認定された場合には、地震保険の補償はその損害が生じた時に遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。	地震保険金が支払われる場合、主契約の火災保険では、損害保険金だけでなく、各種費用保険金(臨時費用保険金など)も支払われません。(地震火災費用保険金は、地震等による火災にかぎり、お支払いの対象となる場合があります。)

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
- 地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害など
- 損害の程度が一部損に至らない損害

地震保険料控除について

お支払いいただいた地震保険料が、一定額を限度としてその年の契約者の課税所得から控除されます。(2020年7月現在)

	控除対象額
所得税	地震保険料の全額(最高50,000円)
個人住民税	地震保険料の1/2(最高25,000円)

「ご契約後」にご注意いただきたいこと

ご契約後の契約内容の変更などの通知

ご契約後に下記の変更などが発生した場合または変更をご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。特に、下記の1.から6.までの項目について、ご通知がない場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

【ご通知をいただいた後のご契約の取扱い】

下記のご連絡をいただく場合において、以下のいずれかに該当するときは、ご契約を継続することができません。ご契約を解除させていただきますので、ご注意ください。

●住居部分がなくなったとき ●日本国外に保険の対象が移転したとき

1. 建物の構造・用途の変更 	2. 保険の対象の移転 	3. 住居部分がなくなった 
4. 建物の建築年月 	5. 建物内の職作業 作業規模の変更 	6. 割増引の変更(地震保険の割引、公有物件等 割引を適用された場合)
7. 保険の対象の譲渡 	保険の対象を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望される場合は、事前にご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、ご契約は効力を失いますので、ご注意ください。なお、ご契約の継続を希望されない場合も、譲渡された後、遅滞なくご連絡ください。	
8. ご契約者の住所・ 通知先変更 	ご契約者の住所または通知先を変更する場合は、遅滞なくご連絡ください。ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなります。なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合もご連絡ください。	
9. 上記以外の変更 	上記以外の変更をご希望の場合は、事前にご連絡ください。	

*ご契約者が法人となる契約の場合のご注意

保険期間の途中で入居者(被保険者)が変更となる場合は、保険契約を解約し、新たに契約締結が必要となる場合がありますので、取扱代理店までご連絡ください。

THE 家財の保険のサポート体制

ご契約から事故対応のアドバイスまで、損保ジャパンがトータルにサポートします。

万一、事故にあわれたら

事故が起こった場合は、ただちに下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。

【事故サポートセンター】 **0120-727-110** [24時間
365日対応]

●おかけ間違いにご注意ください。

お客さま向けインターネットサービス

 **マイページ** <https://www.sompo-japan.co.jp/mypage/> **SOMPO Park** <https://sompo.pk/35wZO1o>

便利なサービスを
いつでも無料で
ご利用いただけます。

- ご契約内容の照会
- 住所・電話番号の変更手続き
- 代理店へのお問い合わせ など



同じIDで
利用可能!

SOMPO Parkは無料でゲームやクイズを
楽しめる会員サービスです。
お得なキャンペーンも実施中です!



(注)個人のお客さま専用のサービスです。また、マイページはご契約の内容や利用環境によってご利用いただける機能が異なります。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた
指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続
実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を
解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決
の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】



0570-022808

通話料
有料

●おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】平日:午前9時15分~午後5時(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

取扱代理店について

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

- 「THE 家財の保険」は、賃貸住宅内収容家財一式を対象とした契約に借家人賠償責任補償をセットした「個人用火災総合保険(賃貸住宅内収容家財)」のペットネームです。
- このパンフレットは「個人用火災総合保険(賃貸住宅内収容家財)」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」をご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- 「東急住宅リース セーフティプラン」は、東急住宅リースが取り扱う「THE 家財の保険」のペットネームです。

[引受保険会社]



損害保険ジャパン株式会社

企業営業第五部第三課
〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10
Tel:03-3231-4153

【受付時間】平日の午前9時~午後5時(土日祝、12/31~1/3を除く)
<公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先
[取扱代理店]

東急住宅リース株式会社 保険チーム

〒163-0925 東京都新宿区西新宿2-3-1 新宿モリス
Tel:0120-974-449

【受付時間】平日の午前9時半~午後6時
※受付時間は予告なく変更となる場合があります